

むつ市議会第169回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

令和7年10月30日（木曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

- 第1 議席の変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 常任委員の選任
- 第5 議会運営委員の選任
- 第6 下北地域広域行政事務組合議会議員の選挙
- 第7 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第8 議案第64号 財産の取得について
(避難所の生活環境の改善に取り組み、災害対応力の強化を図るため、防災資機材を整備するもの)
- 第9 議案第65号 令和7年度むつ市一般会計補正予算
- 第10 報告第28号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第11 報告第29号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 高橋征志 | 2番 | 杉浦弘樹 |
| 3番 | 佐藤武 | 4番 | 工藤祥子 |
| 5番 | 濱田栄子 | 6番 | 櫻田秀夫 |
| 7番 | 住吉年広 | 8番 | 白井二郎 |
| 9番 | 富岡直哉 | 10番 | 村中浩明 |
| 11番 | 野中貴健 | 12番 | 佐藤広政 |
| 13番 | 東健而 | 14番 | 中村正志 |
| 15番 | 井田茂樹 | 16番 | 浅利竹二郎 |
| 17番 | 岡崎健吾 | 18番 | 佐々木隆徳 |
| 19番 | 佐賀英生 | 20番 | 大瀧次男 |
| 21番 | 佐々木肇 | 22番 | 富岡幸夫 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|---------------------|-------|--|-------|
| 市長 | 山本知也 | 副市長 | 齋藤友彦 |
| 教育長 | 阿部謙一 | 公営企業 管理者 | 吉田和久 |
| 代表委員 監査委員 | 氏家剛 | 選挙管理 委員会 事務代理 | 白川光治 |
| 農水産 委員会 会長 | 坂本正一 | 総務部長 | 松谷勇 |
| 政策推進 部長 | 小笠原洋一 | 財務部長 | 吉田由佳子 |
| 市民生活 部長 | 石橋秀治 | 健康福祉 部長 | 斉藤洋一 |
| 健つ推 進福祉 部長 | 高橋嘉美 | こみどら kids milestone office にり所 | 菅原典子 |
| 農林水産 部長 | 一戸義則 | 商工観 光長 | 山崎学 |
| まちづくり 推進部長 | 木下尚一郎 | 会管 理計者 | 中村智郎 |
| 選挙管理 委員会 事務局長 | 野坂武史 | 監査 委員 局長 | 澁田剛 |

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（富岡幸夫） ただいまからむつ市議会第169回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配信しております名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日この後、防災無線を津波以外の目的で使用した経緯について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 議席の変更

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議席の変更を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配信しております議席図のとおり議席の一部を変更したいと思います。

変更となる議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

（事務局長議席番号・氏名朗読・別紙議席表）

○議長（富岡幸夫） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれ着席を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、4番濱田栄子議員、15番井田茂樹議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よつ

て、そのように決定いたしました。

◎日程第4 常任委員の選任

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第4 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務教育常任委員に佐藤武議員、濱田栄子議員、住吉年広議員、村中浩明議員、浅利竹二郎議員、佐々木隆徳議員、佐賀英生議員、富岡幸夫の以上8人、産業建設常任委員に工藤祥子議員、白井二郎議員、野中貴健議員、東健而議員、井田茂樹議員、岡崎健吾議員、佐々木肇議員の以上7人、民生福祉常任委員に高橋征志議員、杉浦弘樹議員、櫻田秀夫議員、富岡直哉議員、佐藤広政議員、中村正志議員、大瀧次男議員の以上7人をそれぞれ指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

◎日程第5 議会運営委員の選任

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第5 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、住吉年広議員、富岡直哉議員、村中浩明議員、中村正志議員、井田茂樹議員、佐賀英生議員、大瀧次男議員の以上7人を指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

ただいま選任いたしました各常任委員及び議会

運営委員は、次の休憩中に委員会を開くよう、本席から口頭をもって招集いたします。

ここで、各委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開かれました各常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

総務教育常任委員長に村中浩明議員、副委員長に住吉年広議員、産業建設常任委員長に井田茂樹議員、副委員長に野中貴健議員、民生福祉常任委員長に杉浦弘樹議員、副委員長に富岡直哉議員、議会運営委員長に中村正志議員、副委員長に住吉年広議員、以上のように決定いたしましたので、ご報告いたします。

◎日程第6 下北地域広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第6 下北地域広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、むつ市議会選出の組合議員に1名の欠員が生じたので、これを補充するため、下北地域広域行政事務組合同規約第6条第2項の規定に基づき選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

下北地域広域行政事務組合議会議員に大瀧次男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました大瀧次男議員を下北地域広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

ただいま下北地域広域行政事務組合議会議員に当選されました大瀧議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎日程第7 行政報告

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第7 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

(山本知也市長登壇)

○市長(山本知也) 防災無線を津波以外の目的で使用した経緯についてご報告いたします。

これまで、クマの目撃情報につきましては、市公式LINEによる熊出没アラートや防災かまふせメールを活用し、注意喚起及び情報周知に努めてまいりましたが、今年はクマの目撃件数が去年の10倍を超え、過去に例を見ない規模で急増しております。そのような中、人身被害が9月21日及び10月1日の2度、発生しました。

市では、9月21日の人身被害の発生を受け、9月26日に「第3回クマ被害対策会議」を開催し、今後の被害対策について協議した結果、捕獲見回りの効率化、安全確保及び情報伝達の強化について方針が示され、そのうち情報伝達の強化につきましては、デジタル防災行政無線を新たに活用し、目撃情報の周知を行うことが決定されております。

これを受け、それまでのクマの出没状況、人身被害事案の発生状況、ツキノワグマ出没警報が継続中であること、また、市民の皆様からクマの目撃情報に関して放送再開のご要望が多いことを総合的に勘案し、9月29日から熊出没時の注意喚起の放送を開始したところであります。

デジタル防災行政無線は、市民の皆様緊急情報を迅速に伝達するため、沿岸部を中心に整備したものでありますが、今後におきましても、地震、津波、洪水等の自然災害や避難に関する情報のほか、人命第一の対応が必要と判断した場合には、柔軟な対応により活用し、市民の皆様安全・安心を守ってまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

市民の皆様におかれましては、引き続き、あらゆる媒体から正確な情報を入手していただき、命を守る行動につなげていただくことをお願いいたします。

○議長(富岡幸夫) これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。11番野中貴健議員。

○11番(野中貴健) ただいまの報告で、熊に関する情報をデジタル防災無線で放送するということがあったのですが、今までは沿岸部に特化したデジタル防災無線でしたけれども、やはり気になるのは山間部、大畑でいけば小目名とか関根橋、川内でいっても畑とか湯野川のほうがやっぱり整備されていないと。関根地区に関しても町なかのほうはない状況ですけれども、その辺の今後整備等、何か計画があるのかお伺いいたします。

○議長(富岡幸夫) 市長。

○市長(山本知也) この後上程させていただきます議案の補正予算の中に、固定電話またはファクスにより防災情報の提供、新たな情報伝達手段の構築の事業費を上程させていただいております。

これは、特に今スマートフォンの防災アプリを昨年度つくりましたけれども、それ以外の高齢者はじめ、スマートフォンを持っていない方への情報発信ということを目的にしております。

また、いつも申し上げておりますけれども、現在も熊情報、大分今週、先週あたりは少なくなってきましたけれども、その前までは1日10件程度、熊出没アラートがLINEに届いていたと思います。そのたびに防災無線が鳴りますけれども、市内の皆さんも含めて自宅の中にいたり、自宅の中にいなくても、やはりハウリングしたり、防災無線に近い方からは音が大き過ぎる、また遠い方からは小さくて聞こえない、こういった状況にありますので、的確な情報を伝えるという意味では複数の情報発信が必要だと考えておまして、スマートフォンで情報を見られる方はLINEを含め場所も確認できますし、それ以外の方でも自宅の中にいながら正確な情報を発信できるということを目的に補正予算のほうを上げていただいておりますので、この後審議いただければと思います。

また、防災無線、もちろん今ないエリアにも全部つけたらいいのではないかという議論もまだ残っていると思いますけれども、例えば防災無線で全部お知らせするとすると、山の中にも必要なかとか、熊は山にいますので、そういったことにも議論が発展していきます。幾らつけても、本当にくまなく行政区域に全部つけるということにはなかなかありませんので、そのことはご理解いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。18番 佐々木隆徳議員。

○18番（佐々木隆徳） 野中議員と同様の質疑になりますけれども、まず市長はスマホで何とかと言いますけれども、現実的に俗に言う高齢者、そして現状でいけば今の限界集落に近い状態、ほぼ限

界集落です。そういった状況の中で、今の防災無線にすれば沿岸部に特化した形、しからば山間部はどうするのですかと。スマホを全員に持たせるとか、1軒のうちに1台とか、そういう形の対応は確かに必要でしょうけれども、現状で市のほうでは、スマホを今新たに持った方の構成が分かりますか。年齢の構成、例えば80歳以上とか、特に高齢者の独り暮らし、そういった状況の中で早急に、熊が出て今即命に関わるような状態になったときに、スマホを持っている方はまだいいとして、そういう状況の中で今の市の対応とすればどういった形になりますか。どういう対応をしていますかということを伺います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、市街地に出た際には警察が駆けつけることになっております。

また、大畑はじめ川内で人身被害が発生した箇所につきましては、本来は業務の中に入っておりませんが、消防が出動して熊の注意喚起を行っております。

また、先ほどスマートフォンのお話をさせていただきましたが、件数については多分手持ちの資料がありませんので、あればこの後総務部長から答弁させますけれども、先ほど野中議員にもお伝えしたとおり、スマートフォンの購入応援事業もやっておりますが、一方で今日の議会に固定電話、スマートフォンを持っていない皆さんのための情報伝達システムを今から制度をつくっていく。これは緊急なので、臨時議会で上げさせていただいておりますけれども、スマートフォンを持っていない方への固定電話の情報発信、いわゆる防災情報無線が固定電話に流れる仕組みを今導入する予定でありますので、そういった対策をもって山間部、高齢者の皆様の対応をしていきたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 今日の補正予算で出るもの
と思いますけれども、まず私はお盆中心に聞き取
りした段階で、熊目撃は数名といますか、4名、
5名おりました。その中で庁舎に通報したとい
うのは1名です。要するに、たまたま熊がいた、そ
の車と並行して走っていると、そういう方は面倒
くさくて通報しないと。それが若干今の住宅地か
ら離れているような状況の中で、万が一、ともす
れば人命に関わるような状況の中で、何ら全て市
に責任というふうな形にはなりませんけれども、
警察、消防、そういった形の対応というのをこれ
以上は申しませんけれども、嚴重に市のほうでも
重々対応方、よろしく願いいたします。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。
ちょっとお待ちください。願いがあります。
この後、議案となっております補正予算について、
事前審査とならないような形を取っていただきま
すようお願いを申し上げますとともに、ただいま
の行政報告については経緯について報告してい
るものでありますので、熊被害そのものというよ
うなことについては、後ほど皆さんの一般質問等
でやっていただくように、ぜひお願いをしたいな
と、こういうふうに思っております。

2番工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） そうすると、今の議長の発言
でちょっと私も修正しなければならないと思いま
すけれども、私も山間部に住んでいる人間として、
津波対策に特化したというこの無線について、本
当に多くの方から声が寄せられました。ある方は
そこに住んでいられないということで、もう行政
の支援を受けながら引っ越しした方もおります。

そのような状況の中で柔軟な対応とか、これか
ら議論になるでしょうけれども、本当に深刻な問
題として防災無線について矛盾がこれほど早く現
れてきたのかということに改めて感じていますけ
れども、次の機会にもっと言いたいと思います。

以上です。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。19番
佐賀英生議員。

○19番（佐賀英生） 防災無線についてのお話なの
ですけれども、大変いい試みで、私のところには
結構よい話が来ています。ただ、熊が出るところ
に聞こえないというのでもありますが、この辺が
マックスだと思います。

ただ、今後において、この防災無線の使い方と
いうのは、例えばいろんな災害の部分ですとか、
台風の部分ですとか、人身に関わりそうな部分の
ものもこれに該当していくのか、今後の使い方
について再度お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 行政報告でも申し上げさせて
いただきましたけれども、今までもそういう答弁
をしていたつもりなのですけれども、もちろん沿
岸部を中心に整備したものであります。地震、
津波、洪水、台風も含むと思いますけれども、自
然災害、避難に関する情報、台風で避難が必要だ
と判断される場合、また人命第一の対応が必要と
判断した場合、このときに防災無線を使うとい
うことであります。今回も人身被害が発生して
おりますので、そのことをもって人命第一の対応
ということで発信をさせていただいておりますけ
れども、今後も柔軟な対応により活用していきたい
と存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） ありがとうございます。柔軟
な対応をお願いします。

それでもう一つ、後学のためにお伺いしたいの
ですけれども、今のこの防災無線というのは
1,800でしたっけ、聞こえるのは。それは雨だ
とか風だとかがあつてなつたのですけれども、
私の記憶が正しければ、以前たしか1,800まで届
くから前より聞こえるはずだという答弁があつた

と思うのですけれども、それというのはきちっと測って見たことがあるのか、もしくはそれを満たしているのか、もし分かれば、分からなければ結構です。分かっていたらお教え願いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

旧アナログの無線とデジタルの無線の違いということで、当時の比較ではありますけれども、デジタルのほうが届きやすいということで、デジタルのほうに切り替えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） それは知っているのです。実際に取り替えたので、理論上は。だから、それが本当にそういうふうになっているのか。検証はしていないのしょうけれども、本当にそれが届いているような実感とか、実際問題あるのかと。すみませんけれども、私の皮膚感覚ですけれども、大して変わらないと思っているのですけれども、そこら辺分かっていたら、分からなければ分からないで結構です。それがどうなっているのかを、まず最後にお教え願いたいと思っています。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 「ふらっと」でも市民の皆さんから防災無線の聞こえが悪いとか、そういうお話があるのですが、同じ箇所と同じアナログからデジタルについて発信していれば比較できるのですけれども、場所もエリアも今違うところにつけておまして、比較が難しい。同じところで住んでいて、聞こえがよくなった、悪くなったというのがそれぞれあるので、よくなった地域もあれば、聞こえづらくなった地域もありますので、どこをもって届きやすくなったとか、どこをもって届きにくなったということは、あまり比較する意味が実はないと認識してまして、一つの性能とし

ては届くようになったというふうに理解いただくと存じます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。17番岡崎健吾議員。

○17番（岡崎健吾） これからは柔軟な対応をされるということなのですが、熊の場合は分かりました。猿はどうかかなと。実は1か月くらい前、私のうちの庭に大きな猿が1匹、私今50年住んで初めて見ました。どっちへ行くのかなと思ったら山のほうへ行って、ちょうどそこが通学路なのです。ですから、私はすぐ学校に連絡して「気をつけてください」と。ただ、下校時だったのです。学校にいる生徒はいいのですが、もう下校に入っている子どもたちが万が一、ましてや1年、2年、3年生とか、そういう子どもが猿に遭った場合、やはり伝えようがないのです。

そういう場合も無線で、危ないですからできたらすぐ近くのうちへ逃げろとか、そういうふうにしないと、今はもう市内にかなり猿も来ていますから、ぜひ猿についてもそういう対応をお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 先ほど議員の皆さんからもご指摘いただいておりますとおり、熊を見ても通報がない場合もありますし、例えば小学生が遭ったから市に通報があつて発信できるかということ、なかなか難しいと思いますので、運用の方法については今後ももちろん研究、検討してまいりたいと思います。どういった場合に出すかと言われれば、私もたまに行きますけれども、脇野沢へ行けばかなりの確率で猿に遭うと。もう猿の発信ばかりずっと鳴っていて、そんなの要らないというようにならないような仕組みづくりは検討しなければいけないと思いますし、一番直近で言うと私たちが振り返りながら、どういう対応がよかったのか、どうすればいいのかというのを研究はしております。

すけれども、カムチャツカ半島の遠地地震があったときに、津波警報が1日半にわたって鳴ったときに、防災無線を何回発信するのがいいのかとか、またかと、もう避難しなくていいというふうにならないように、防災無線が鳴ったら必ず人命のために逃げなければならないのだというときに鳴らさなければ、本当に災害があったときにどうするのだということもありますので、今後も議員の皆さんと協議しながら、市民の皆さんと協議しながら、どういった形で防災無線を発信するのが適正なのかは議論を続けていきたいなと思います。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第8～日程第11 議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第8 議案第64号 財産の取得についてから日程第11 報告第29号 専決処分した事項の報告についてまでの4件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） ただいま上程されました2議案2報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第64号 財産の取得についてですが、本案は、避難所の生活環境の改善に取り組み、災害対応力の強化を図るため、防災資機材を整備するものであります。

次に、議案第65号 令和7年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、3,262万

円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、419億2,808万8,000円となります。

まず、歳出についてであります。農林水産業費では、有害鳥獣対策事業に係る委託料等を増額しております。

消費費では、固定電話又はFAXに防災情報を提供するための新たな情報伝達手段の構築に係る事業費を計上しております。

教育費では、令和9年4月に開校を予定している（仮称）むつ市立学びの多様化学校について、必要な改修を行うための設計業務委託料を計上しております。

次に、歳入についてであります。繰入金では、補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しておりますほか、市債には、事業との関連において借入見込額を計上しております。

なお、（仮称）むつ市立学びの多様化学校整備事業について継続費を設定しております。

次に、報告第28号及び報告第29号についてありますが、これらは、本年5月22日にむつ市大曲三丁目地内の国道において発生した自動車事故及び本年6月20日にむつ市文京町地内の市道において発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより、それぞれ専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました2議案2報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案等については、こ

の後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため、午前11時30分まで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました2議案2報告については、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご了承願います。

◇議案第64号

○議長（富岡幸夫） まず、議案第64号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、避難所の生活環境の改善に取り組み、災害対応力の強化を図るため、防災資機材を整備するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◇議案第65号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第65号 令和7年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番高橋征志議員。

○3番（高橋征志） 議案第65号 むつ市一般会計補正予算のうち、（仮称）むつ市立学びの多様化学校整備事業について質疑いたします。

学びの多様化学校の場所につきましては、今年の6月定例会の時点では奥内小学校が開設場所の第1候補として挙げられていました。その時点ではまだ決定ではなく、案の状態だったと認識しています。一方、先日発行された広報むつ11月号には、奥内小学校閉校後の校舎を活用して、令和9年4月に開校しますと記されています。

ところで、むつ市の市立学校は、全て学校設置条例に記載されており、学校の改廃は条例の一部改正が必要です。つまり議会の議決が必要な案件です。6月の時点ではまだ候補であり、6月の議会定例会で可決した補正予算は、あくまで設置検討委員会に関する予算だけです。

その後、今日に至るまで設置場所についての進捗報告はありません。設置条例を議決する側である議会が、設置場所について同意すらしていない段階で校舎改修の実施設計の補正予算を審議すること自体が手続論としておかしいのではないかと感じています。

学びの多様化学校を設置することに何ら異論はありません。ただし、その設置場所については校舎の環境だけではなく、通学の利便性などについてもいずれ議論が必要だと考えていました。

今回の補正予算は、あくまで設計業務委託料ですが、2,200万円の支出を伴うものです。これを承認するという事は、設置場所を事実上奥内小学校に決定することと同じであり、新しい学校の設置、しかも全国でも例の少ない学校の設置を議論不十分のまま進めてしまうことになるおそれもあると危惧しています。

そのことを踏まえて、4点質疑いたします。1点目、閉校後の奥内小学校に設置すると決定した経緯について、どのような議論を経て、いつ誰が決定したのか。

2点目、奥内小学校以外の場所への設置について、具体的にどのような候補地を検討し、結果としてどのような理由により見送ったのか。

3点目、令和9年4月開校を公表したからには、改修費などの財政シミュレーションもできているはずですが、奥内小学校の校舎改修に要する工事費の総額は、現時点でどの程度を想定しているか。

4点目、学びの多様化学校設置検討委員会について、これまでに何回開催し、年度内に合計で何回開催するのか。校舎の設置場所についてどのような議論がなされたのか。設置検討委員会として、最終的に報告書や提言のようなものをまとめるのか。

以上について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 経緯については、教育委員会から答弁させていただきますけれども、議会に対する手続論のところは、少し私から答弁をさせていただきます。

全ての公共施設でありますけれども、予算が計上されて設計がありまして、建築費の予算を議会に提出し、議決いただいております。

一方で、今年度スタートしました防災食育センターをはじめ公共施設の全てが、設置条例というのは改正するその前の議会で設置条例を上げて進

んでいくと。建てる前の設置の段階で設置条例を上げて、場所はここで、こういった具体的なということは基本的にはあり得ませんので、そのことはご了解いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

閉校後の奥内小学校へ学びの多様化学校を設置すると決定した経緯についてであります。まず本年3月12日に開催いたしました第25回むつ市総合教育会議において、不登校支援の取組として学びの多様化学校の設置について検討する方針を決定しております。

次に、5月29日に開催された第779回教育委員会会議において、その検討状況や方針を説明し、6月2日には市長の定例記者会見において、設置に向けて取り組むことを発表いたしました。

6月24日には、奥内小学校閉校後の校舎の利活用について、奥内地区で地域説明会を開催し、地域の皆様からご理解をいただいたものと認識しております。

学校の設置につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号の規定により、教育委員会の職務権限とされており、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第2号の規定である学校、公民館、図書館その他の教育機関の設置及び廃止を決定し、並びにその敷地を選定することにより、9月25日開催の第782回教育委員会会議において、閉校後の奥内小学校校舎を活用し、学びの多様化学校を設置することを承認いただいております。

なお、学校設置条例の一部改正につきましては、現在学校の名称を検討中でございますので、名称が決まり次第ご提案する予定としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、奥内小学校以外の場所への設置について

の検討状況についてですが、令和7年度末で閉校となる奥内小学校と、令和8年度末で閉校となる近川中学校を候補地として検討しておりましたが、建築年数が新しく、スペースにゆとりがあり、木材をふんだんに活用し、温かみのある校舎である奥内小学校のほうが学びの多様化学校に適していると判断したところでございます。

次に、奥内小学校の校舎改修に要する工事費の総額についてですが、工事費につきましては設計業務委託の中で算出されるものと認識しております。

次に、学びの多様化学校設置検討委員会について、これまで何回開催し、年度内に合計で何回開催するのかについてであります。設置検討委員会はこれまで6月と10月に開催しており、今後は12月に開催予定で、本年度は合計3回の開催となっております。

次に、校舎の場所について検討委員会でどのような議論がなされたのかについてであります。校舎の場所については事務局から閉校後の奥内小学校を開校予定地としているという説明をさせていただき、委員の方からは、「奥内地区であっても、登校時間が通常の学校より遅いため、余裕を持って登校できるだろう」、「登下校ではバスなどの交通手段について、こどもたちの利便性を図ってほしい」などのご意見をいただいております。特に異論等のご意見は出ておりませんでした。

次に、設置検討委員会として最終的に報告書や提言のようなものをまとめるのかについてであります。学びの多様化学校設置検討委員会は、学校の設置とその運営について検討していただくことを目的に設置いたしました。提言や報告書の作成は目的としておりませんが、今後会議録をホームページにて公開する予定としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 繰り返しになりますけれども、学びの多様化学校そのものを進めること自体は全く異論がありません。ぜひ進めていただきたいと思います。

ただ、やはりその手続の順序ですとか、議論が不十分ではないかという問題意識を持っています。例えば今部長からご答弁があった設置検討委員会については、全部で年に3回やるという予定だけでも、まだ2回しかやっていないです。それにもかかわらず、もう実施設計が上がるというのは、せっかくやるのであれば3回ちゃんと議論し切って、その提案内容をいろいろ設計なりなりに反映させるというのが妥当ではないかなと思うのですけれども、そういった部分も含めて拙速感があるのではないかなというふうに思っています。

先ほどのご答弁の中で、奥内小学校と近川中学校というところを候補に考えたということですが、通学の利便性を考えれば、南通地区だけではなくて市街地に適地を求めるといった検討も必要だったのではないかなというふうに思っています。

というのも、不登校ですから要因であったり、こどもの状態というのは様々あると思います。全てを一つの枠に当てはめて考えられるものではないと思います。恐らくスクールバスを出してただけるのだと思いますけれども、全てのこどもがスクールバスに乗れるとも限らないと思うのです。乗りたくても乗れなかったり、あるいはそもそもスクールバスが嫌だということもいるかもしれないし、学校に着いたけれども、やっぱり気持ちの状態があつてバスから降りられないとかということもいるのではないかと思います。

そうなった場合は、では次の手段としては保護者が送迎するというのも考えられると思うので

すけれども、その際はやはり送り届ける、迎えに行くという時間の負担があります。せっかくいい学校を造っても、いい環境が整ったのに場所の理由で利用しづらいということになってしまうかもしれない。だからこそ、場所も含めてしっかりとした議論が必要だったのではないかというふうに思っています。

そこでお伺いしますけれども、通学に関する立地上の課題について、また保護者が送迎する場合の負担、毎日往復するというところの負担、経済的な負担ではなくて毎日送迎するところの負担について、どのような議論をして、現状どのような認識を持っているのかお伺いします。

それからもう一点、手続論についてですけれども、先ほど防災食育センターなどの設置条例の話もありましたけれども、あれはもうその前から関根のあそこに建てるという段階で、ある程度合意形成ができた状態で進んだので、最終的に設置条例を直前になってつくったというふうに認識していきまして、今の場合だと、まずは場所がどこになるかというのを案外聞かされていなかったという状態だと思っています。その段階で、実施設計が上がってきて予算の審議するということは、お金が先行してしまうと。本来場所を先に議論しなければいけないのに、お金を議論することで、結果として場所がもう固定化されてしまうところをすごく懸念しています。

学びの多様化学校は、すごくポジティブな案件なので、問題がないように思いますが、これがもしほかの案件だとしたら、本来審査すべきものを審査しないで予算が先に走ってしまうということがあって、議論が不十分なまま既成事実が積み上げられていくみたいなことになりかねないのではないかと考えています。

自分としては手続の流れというか、物事の順序がおかしいと思うのですけれども、議会として本

来最終的にやるべき場所の承認、もし条例を上げるのが名前とかで難しいのであれば、せめて先に事前の同意を何らかの形で得た状態で実施設計の予算を上げるべきだったのではないかと思うのですけれども、今の手続が正しいとお考えになる根拠をどのようにお考えになっているのかと、また今後に向けての進め方、再考の余地があるのではないかと思うのですけれども、その点についてどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 2点目の手続論のところからお話をさせていただきます。

基本的には、3月の段階で、むつ総合教育会議で不登校支援の取組、また先ほど高橋議員からご指摘いただいておりますけれども、様々な場面で市としてもこういった考えで今やります、奥内小学校を第一優先に考えています。

この間、一般質問をはじめ市の運営体制というか、考え方を問う機会というのはあったと認識しています。そういった中で、特に出なかったことを市の責務のようにおっしゃっているような気がするのですけれども、全ての公共施設の建物の場所の議論、同意を議会で得ながらということは今までもやっておりませんし、情報発信はさせていただいております。その中で一般質問もありますので、ぜひお伺いいただければと思いますし、設計を今上げるというのは、来年度の予算の獲得、これは改修には文科省の補助、今お願いをこちらの中でやっておりますので、設計金額が固まらなければ来年の予算は取れません。市の皆さんの税金を全てそこに投入してやるのであれば、手続論しっかりして、時間をかけてゆっくりやる可能性もあるかもしれませんけれども、ここは市の負担を低くするために教育委員会と協議して、財政負担をいかに抑えられるか、また市内中心部でやれば良いと思いますけれども、今そういった学校

が空いておりません。

そういった中で一番、今日の新聞にもありましたけれども、不登校がこれだけ増えている中で、議論している間に不登校がどんどん増えていて、学校に行けない子どもたちのことをどうするのかと考えたら早くやる。今空くであろう学校を改修して、補助をいただいて、設計をしてやるのが最優先だと認識していますので、その手続にかなりの時間を要して、場所をどこにするのですかということを議論している間に、不登校の子どもたちは増えていきます。

さらに、今むつ市で言えばメタバースの学びの学校も用意させていただいていますので、地理的な要因もなく、ほかの自治体ではできていないこととしていますし、中心部には新たな教育支援センターも整備しますので、そういった意味からも子どもたちに最適な学びを提供するために、今教育委員会がやっておりますので、予算の面では市のほうで考えて、国から予算を獲得していく、そういったことをしていますので、手続論から言われれば、今までもご説明申し上げてきましたし、聞く場面もあった、そういうふうに認識しております。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 設置場所に関してお答えを申し上げます。

ご指摘をいただきましたとおり、通学のみを考えれば市内中心地にあるほうが利便性が高いことは、私どもも重々理解をしております。

しかしながら、設置場所を考える際には、環境であるとか、あるいは地域の方々の協力を得られるか否か、そうしたことを多面的に考えて決定をしております。

ご指摘いただきましたように3回の検討委員会が想定されておりますが、全ての議題について議論いただいているわけではありません。設置場所

等に関しましては、1回目、2回目に関して十二分にご議論いただいて、提言をいただいている、そのように理解をしておりますので、決して拙速ではないと考えております。

そして、ご懸念の通学的手段等に関しましては、私どももいろいろなことを考えています。他の地区においては、私どものほうで視察に参りましたときに、かなり遠いところもあります。公共交通機関がない中でも、学校に通う喜びに目覚めて自転車で来たり、あるいは保護者の方が送迎をいただいたり、そのようなことも承知をしております。そうしたこともありますので、市内中心部にならないことが著しいマイナスになるとは考えておりません。

しかしながら、ご指摘を踏まえながら、また子どもたちの通学負担を、保護者の負担も含めて軽減できるように、いろいろな方法をこれからも考えてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 手続の話ですけれども、いろいろ議論する時間はあったと、タイミングはあったということですが、6月の時点でまだ案だと、候補だということを示されているので、だったら案だと思えるのが普通であって、そこから先、議論のタイミングというのは9月の議会1回しかありませんので、最終的に学校の設置というのは学校設置条例で決まると、そこで位置が決まる。その位置を話し合うタイミングがなく、本来は話し合っているか悪いかということを決めなければいけないのだけれども、そういう議論がなく、先に予算が走るというところに違和感があったところなので、市長のおっしゃることも分かりますけれども、自分としてはそういう順番が逆だった、もし議論する場がなければ、せめてその報告があってもよかったのではないかとこのように

に思っています。

最後に、通学の部分ですけれども、不登校はいつ、どのタイミングでなるかというのは正直言って分からないと思います。今悩んでいるご家庭以外にも、いつか入学を検討する時が来るかもしれないと思っただけで、行政が全ての課題に対応できるわけではないのは理解していますけれども、立地の問題がネックとなって、希望する方が通学できないと、やっぱり通学できないということが、そういうようなことがないように、せっかく造ったのであれば利用したいときにきちんと利用できるようにしていただきたいなと思います。

最終的に奥内小学校に決めたということは、通学、立地に関するデメリットよりも、想定されるメリットが大きいという判断で決定に至ったと思いますけれども、閉校後の奥内小学校の校舎を活用することで得られるメリット、通学の不便のデメリットを打ち消すだけのメリットというところはどこにあるのか、最後にお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えをいたします。

メリットに関しては、校舎という限定でのご質問ですけれども、環境、地域等を含めてお答えをさせていただきたいと思います。

一般論ですけれども、不登校の子どもたちが集まる場所を定めるときに、人目につかないほうがよいというような子どもたちもたくさんいらっしゃいます。そうしたときに市街地がよいのか、あるいは離れた場所がよいのか、そうしたことも検討として我々も十二分に考えました。

そして、人目に立つ立たないではなく、若干遠いけれども、奥内という地区は自然環境に恵まれています。そして、これまで奥内小学校さん、近川中学校さん、そして保育園さん、むつ養護学校さん、こうした4校の交流等も長い歴史を持って

きております。教育内容に関して、この場で断定的に申し上げることはできませんが、そうした教育活動を継続することも十分可能となる豊かな地域と、そして教育資源に満ちた地区、そうした環境に子どもたちとともに新しい学校を、新しい学びの場をつくり上げていきたい、そのように考えて決定したことをご理解いただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

次に、5番杉浦弘樹議員。

○5番（杉浦弘樹） 議案第65号 令和7年度むつ市一般会計補正予算の11ページ、第6款農林水産業費の鳥獣害総合対策事業費についてお伺いいたします。

こちらの事業の詳細について、まずはお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 鳥獣害総合対策事業費の詳細についてお答えいたします。

今年度は、市街地などにおいて、過去に例を見ないほど熊の出没が相次いだことから、その対応に要する経費を計上しております。

まず、需用費ですが、捕獲に必要となります蜂蜜、追い上げ用の動物用駆逐煙火、捕獲後に使用するブルーシートやビニール手袋などの消耗品のほか、緊急銃猟に必要な腕章、ゼッケン等の購入経費となります。

次に、委託料ですが、今年度は有害捕獲の委託件数が大幅に増加しておりますことから、捕獲に従事する猟友会への委託経費の増額分となり、使用料及び賃借料は、こちらも捕獲頭数の増加に伴いまして、埋設に係る重機使用料が増加したことによるものであります。

最後に、備品購入費ですが、防護服や無線機など緊急銃猟に必要な経費となっております。

以上となります。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（杉浦弘樹） 今回一般財源からの全額繰り出しというふうなことで700万円ほどになっておりますけれども、今回この捕獲件数が大幅に増加というふうなことで、イレギュラーな繰り出しというふうな形になっておりますけれども、やはりこれは国のほうとかでも、ある程度支援というふうな形が私はあってもいいのかなと思っております。

そこで、2日ほど前ですか、市長が東京のほうに行きまして、熊対策についての補正予算の部分、ぜひ何とかできないかというふうなことで多分陳情のほう、市議会のほうでも一緒に行かれていると思うのですが、そのときの内容の部分と、あとは手応えのほう、どのようなことであったかどうか、そういったことをお聞きしたいと思えます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 要望当日は堀上自然環境局長にご対応いただきまして、局長からいただいた言葉は、端的に申し上げますと、今必要なやらなければいけないこと、今年度やらなければいけないこと、来年度やらなければいけないこと、3点、このフェーズで環境省が検討いただいているということをご認識しております。令和8年度の予算は既に概算要求が終わってしまっていて、そこに盛り込まれていると認識しておりますけれども、今年度、やはりこれはむつ市だけではなく、青森県をはじめ秋田、岩手、様々な全国各地で熊の出没が相次いでございまして、そういったことから、昨日発表されておりますけれども、関係省庁の連絡会議から閣僚会議に格段に上がりまして、今市町村でこういった一般財源、市の持ち出しでやられている経費についても対応していきたいというお言葉をいただいております。現状では緊急に上げなければ

ならない予算でありましたので、一般財源で上げさせていただいておりますけれども、今年度中の中で必要な経費についてかかった分を国にお伝えして、補正予算の中で国からの補助をいただけるように、むつ市としても取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（杉浦弘樹） 県からの補正予算の部分で、携わる人材の部分に対しての負担軽減というふうな形の予算の使い方というのは、今年度もう議会のほうでも可決しましたけれども、安全面の部分に関しては、私も前々から市側のほうにも話しておりますが、やはり足りないのではないかとというふうなことから、何とか安全面の部分を強化するため、一般財源からの繰り出しというふうな形は、市の財政の部分においてもなかなか難しいところがありますので、ぜひとも市のほうでは、国のほう、また県のほうへ積極的に働きかけていただくようお願い申し上げまして、質疑を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、杉浦弘樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第65号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇報告第28号

○議長(富岡幸夫) 次は、報告第28号 専決処分した事項の報告についてに対し、質疑に入ります。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第28号の質疑を終わります。

報告第28号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第29号

○議長(富岡幸夫) 次は、報告第29号 専決処分した事項の報告についてに対し、質疑に入ります。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第29号の質疑を終わります。

報告第29号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長(富岡幸夫) これで、本臨時会に付議され

た事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第169回臨時会を閉会いたします。

午前11時59分 閉会

議席表

| | | |
|----|-------|----|
| 1番 | 佐藤 武 | 議員 |
| 2番 | 工藤 祥子 | 議員 |
| 3番 | 高橋 征志 | 議員 |
| 4番 | 濱田 栄子 | 議員 |
| 5番 | 杉浦 弘樹 | 議員 |